

---

## コーデックス委員会の手続き規則

---

### 規則 I 加盟

1. FAO および/または WHO の全加盟国および準加盟国は、FAO/WHO 合同コーデックス委員会（以下、「コーデックス委員会」と呼ぶ）に加盟する資格を有する。
2. メンバーは、FAO または WHO 事務総長宛てに委員会への加盟希望の届出を行った有資格国によって構成される。
3. メンバーは、FAO または WHO 事務総長宛てに委員会への加盟希望の届出を行った、FAO または WHO の地域経済統合組織加盟国によっても構成される。
4. コーデックス委員会の各メンバーは、毎回コーデックス委員会総会開催前に、自国の代表者および可能であれば他の代表団員の氏名を FAO または WHO 事務総長宛てに通知する。

### 規則 II 加盟組織

1. 加盟組織と、コーデックス委員会に加盟している当該組織の加盟国とは、それぞれの権限領域内において交替でメンバーである権利を行使する。
2. 加盟組織は、当該組織のいずれかの加盟国が参加資格をもつコーデックス委員会またはその下部組織の会合において、その権限内の事柄に関与する権利を有する。これは、当該組織の加盟国が組織の権限領域内において、組織の立場を発展あるいは支持する可能性を損なうものではない。
3. 加盟組織はその権限内の事柄に関し、第 2 項により参加資格を有するコーデックス委員会またはその下部組織の会合において、かかる会合での投票権を有し、なおかつ投票時に出席している当該組織の加盟国の数と同数の投票権を行使することができる。加盟組織がその投票権を行使する場合には、当該組織の加盟国は投票権を行使することはできず、当該組織の加盟国が投票権を行使する場合には、当該組織は投票権を行使できない。
4. 加盟組織には、選挙資格や指名資格、コーデックス委員会または下部組織内で役職を得る資格はないものとする。加盟組織は、コーデックス委員会とその下部組織の役員選出投票には参加しないものとする。
5. 加盟組織が参加資格を有する、コーデックス委員会または委員会下部組織の会合に先立ち、加盟組織またはその加盟国は、会合で検討される具体的な問題に関して両者のうちのいずれがその権限を有するかを書面にて示し、それぞれ特定の議題について投票権を行

使用する。本項に定める事柄は、加盟組織またはその加盟国が、(加盟組織が本項に定めるところの参加資格を有する) コーデックス委員会または各下部組織において単独に言明することを妨げるものではない。かかる言明は、その後開かれる全ての会合で検討される問題や議題に関しても有効であり、個々の会合の前に例外や変更が示された場合にはそれに従う。

6. コーデックス委員会のいずれのメンバーも、加盟組織またはその加盟国に対し、両者のいずれが特定の問題の権限を有するかについて情報を提供するように要請することができる。かかる要請に対し、当該加盟組織または当該加盟国はこの情報を提供するものとする。

7. ひとつの議題の中に、加盟組織に権限が移譲された問題と、その加盟国に権限のある問題がともに含まれている場合には、加盟組織とその加盟国の両方が討議に参加することができる。かかる場合に会議で決定<sup>1</sup>を下すにあたっては、投票権を有する側の介入のみが顧慮されるものとする<sup>2</sup>。

8. 規則 VI の第 7 項に示す定足数を確認する場合には、加盟組織代表団は、会合参加資格を有し、なおかつ定足数確認時に出席している当該組織の加盟国の数と同数とみなす。ただしこれは、関連の議題の下で当該組織に投票権がある場合である。

### 規則 III 役員

1. コーデックス委員会は、委員会メンバーの代表、代理人、および顧問（以下、「代表団員」と呼ぶ）の中から議長 1 名と副議長 3 名を選出する。ただし、代表団長の同意がなければ、いずれの団員も選出される資格をもたないものとする。議長および副議長は、会議ごとに選出され、選出された会議の終了時から次回定例総会終了時まで任期を務める。選出時に、議長および副議長の所属するコーデックス委員会の各メンバーから継続的な承認が得られた場合に限り、両者は役職にとどまることができる。コーデックス委員会メンバーからかかる承認を取り止めた旨の通知があった場合には、FAO および WHO 事務総長は欠員を宣言する。議長および副議長には再選出の資格があるが、2 期連続して役職を務めた後は、継続して 3 期目を務める資格は失われる。

2. 議長（議長不在の場合は副議長）は、コーデックス委員会会合の司会者を務め、またコーデックス委員会の作業を推進する上で必要な他の職務を果たす。議長代行を務める副議長は、議長と同じ権力および任務を有する。

---

<sup>1</sup> ここでいう「決定」とは、投票を行う場合とコンセンサスにより決定を下す状況の両方を意味すると理解すべきである。

<sup>2</sup> このことは、投票権のない側の見解が会合の報告書に反映されるか否かという問題とは別である。投票権のない側の見解が報告書に反映される場合には、それが投票権のない側の見解であるという事実も報告書に記載されるものとする。

3. 議長と副議長がいずれも職務を果たすことができず、議長選出時に退任する議長の要請があれば、FAO および WHO 事務総長は職員 1 名を指名し、暫定または新たな議長が選出されるまで議長を代行させる。選出された暫定議長は、議長または副議長のいずれかが復職できるまで議長を務める。
4. コーデックス委員会は、委員会メンバーの代表団員の中から報告担当者を 1 名以上任命することができる。
5. FAO および WHO 事務総長は自らの機関の職員の中から、コーデックス委員会事務局長と、委員会役員や事務局長が委員会の作業に必要なあらゆる任務を遂行するのを補佐する（同様に責務を負う）職員を任命するよう要請を受けるものとする。

#### 規則 IV 地域調整国

1. コーデックス委員会はコーデックス委員会メンバーの中から、規則 V.1 に挙げる地理的地域（以下、「地域」と呼ぶ）またはコーデックス委員会が特に挙げる一群の国々（以下、「国家群」と呼ぶ）について、地域調整国を任命することができる。地域調整国の任命は、当該の地域または国家群を構成するコーデックス委員会メンバーのうち過半数の提案に基づき、当該諸国におけるコーデックス食品規格の作業が必要と判断された場合に行われる。
2. 地域調整国の任命は、当該の地域または国家群を構成するコーデックス委員会メンバーの過半数の提案にのみ基づいて行われる。地域調整国は、任命されたコーデックス委員会総会の終了時から数えて、連続 3 回目の定例総会終了時まで任期を務める。正確な任期は、それぞれの状況の中でコーデックス委員会によって決定される。2 期連続して任期を務めた地域調整国が、継続して 3 期目を務めることはできない。
3. 地域調整国の役目は下記の通りである。
  - (i) 自身の所属する地域または国家群でコーデックス委員会に提出する規格案、ガイドライン、その他の勧告を作成するにあたり、規則 XI.1(b)(i)に定めるコーデックス部会の作業を補佐し、調整すること。
  - (ii) 討議中の問題や懸案事項について、各自の地域の国々や公認の地域政府間組織および非政府組織の見解を執行委員会およびコーデックス委員会に伝え、必要に応じて両委員会を補佐すること。

#### 規則 V 執行委員会

1. 執行委員会は、コーデックス委員会の議長および副議長、規則 IV に基づき任命された地域調整国、さらに定例総会においてコーデックス委員会メンバーの中からコーデックス

委員会が選出した 7カ国によって構成されるものとする。選出される 7カ国は、アフリカ、アジア、ヨーロッパ、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米、南西太平洋の各地域から 1カ国ずつ選出される。1カ国から 2名以上の代表団員が執行委員会のメンバーになることはない。地理的地域に基づいて選出されたメンバーは、選出されたコーデックス委員会総会の終了時から続く 2回目の定例総会の終了時まで任期を務め、再選出の資格も有するが、2期連続して任期を務めた後は、継続して 3期目を務めることはできない。

2. コーデックス委員会の会期以外の時期は、執行委員会はコーデックス委員会の執行機関の役目を果たす。特に執行委員会では、一般的方向づけや戦略プランの構築、コーデックス委員会の作業プログラムの作成について委員会に提案を行い、特別な問題を検討し、また作業実施案の批判的検討と規格作成の進捗状況の監視を行うことで、コーデックス委員会の規格作成プログラムの管理を補佐する役目を果たす。

3. 執行委員会は、FAO および WHO 事務総長から付託された具体的な問題を検討し、規則 XIII.1 に述べるコーデックス委員会の作業プログラム案の費用見積りを検討する。

4. 執行委員会は委員会内で人選を行い、その役割を可能な限り有効に果たす上で必要と思われる下部委員会を設置することができる。かかる下部委員会は数を限定するものとし、準備作業を行った上で執行委員会に報告を行う。執行委員会はコーデックス委員会副議長の中から 1名を、かかる下部委員会の議長として指名するものとする。下部委員会のメンバー構成が地理的に適切なバランスを保つよう配慮することが必要である。

5. コーデックス委員会議長および副議長は、それぞれ執行委員会の議長と副議長を務める。

6. 執行委員会会議は、FAO および WHO 事務総長が議長と協議の上、必要に応じて招集される。通常は、毎回コーデックス委員会総会開始の直前に招集されるものとする。

7. 執行委員会はコーデックス委員会に対して報告を行うものとする。

## 規則 VI 総会

1. コーデックス委員会は、原則として毎年 1回、FAO または WHO 本部で定例総会を開く。また FAO および WHO 事務総長が執行委員会議長と協議の上、必要と判断した場合には追加の総会が開かれるものとする。

2. コーデックス委員会総会は、議長国の関係当局と適宜協議の上、FAO および WHO 事務総長により招集され、会場場所が決定されるものとする。

3. コーデックス委員会総会の開催日および開催場所は毎回、総会の 2カ月以上前にコーデックス委員会の全メンバーに通知されるものとする。

4. コーデックス委員会の各メンバーの代表は1名とし、1名以上の代理人および顧問がこれに随行することができる。
5. コーデックス委員会の本会議において、メンバーの代表は代理人を立てることができる。代理人は自らの代表団の名において、あらゆる問題に関する発言権と投票権を有する。さらに、代表または指名された代理人の要請があれば、議長は特定の点に関して顧問に発言権を認めることもある。
6. コーデックス委員会が別途決定しない限り、コーデックス委員会会合は公開で開かれる。
7. コーデックス委員会規程の修正を推奨し、また規則 XV.1 に従い、現行の委員会規則の修正または追加を採択する場合には、コーデックス委員会メンバーの過半数を定足数とする。それ以外のあらゆる場合には、総会に出席しているコーデックス委員会メンバーの過半数を定足数とする。ただしこの場合、かかる過半数がコーデックス委員会の全メンバーの20%または25カ国を下回ってはならない。さらに、任意の地域または国家群の提案した規格を修正もしくは採択する場合には、当該の地域または国家群に属するメンバーの3分の1が、コーデックス委員会の定足数に含まれているものとする。

## 規則 VII 議題

1. FAO および WHO 事務総長は、コーデックス委員会議長または執行委員会と協議の上、毎回コーデックス委員会総会の暫定議題を作成するものとする。
2. 暫定議題の最初の項目は、議題の採択とする。
3. コーデックス委員会メンバーは、暫定議題に特定の項目を含めるよう、FAO または WHO 事務総長に要請することができる。
4. 暫定議題は、総会開催の2カ月以上前に、FAO または WHO 事務総長からコーデックス委員会の全メンバーに回付されるものとする。
5. 暫定議題の送付後、コーデックス委員会メンバーおよび FAO および WHO 事務総長は、緊急の問題に関して特定の項目を議題に含めるよう提案することができる。これらの項目は補足リストに入れられ、総会開催前に時間が許せば、FAO または WHO 事務総長からコーデックス委員会の全メンバーに送付される。送付が不可能な場合には、補足リストは議長に伝えられ、コーデックス委員会に提出されるものとする。
6. 運営組織または FAO および WHO 事務総長が議題に含めた項目は、削除してはならない。議題採択後、コーデックス委員会では投票数の3分の2の過半数により、上記以外の議題項目の削除・追加・変更などの修正を行うことができる。

7. いずれの総会においても、コーデックス委員会に提出する文書は、原則として討議が予定されている総会の2カ月以上前に、FAO および WHO 事務総長からコーデックス委員会の全メンバー、その他オブザーバーとして総会に出席する資格をもつ国々、オブザーバーとして招聘される非加盟国・非加盟国際機関に送付される。

### 規則 VIII 投票および手続き

1. 本規則の第3項の規定に従い、コーデックス委員会の各メンバーは1票の投票権をもつ。代表の代行を務める場合を除き、代理人および顧問には投票権はない。
2. コーデックス規則に別途規定のある場合を除き、コーデックス委員会の決定は、投票数の過半数をもって採択される。
3. 規格が策定される任意の地域または国家群に属するコーデックス委員会メンバーの過半数の要請があれば、当該の規格は主にその地域または国家群を対象とした規格として策定される。任意の地域または国家群を対象とした規格案の策定・修正・採択について投票を行う場合には、当該の地域または国家群に属するメンバーのみが投票に参加することができる。ただし当該規格の採択は、その草案を提出し、コーデックス委員会の全メンバーの意見を集めた上で行うことができる。本項の規定は、適用地域の異なる同等の規格の策定や採択を損なうものではない。
4. 本規則の第5項および規則 XII の第2項の規定に従い、コーデックス委員会メンバーは点呼投票を要請することができる。この場合、各メンバーの投票は記録されるものとする。
5. 選挙は無記名投票により決定される。ただし候補者数が空席数以下の場合には、議長は、明確な総意により選出を行うことをコーデックス委員会に提案することができる。それ以外の事柄は、コーデックス委員会の判断があれば、無記名投票によって決定される。
6. 議題項目とその修正に関する正式な提案は書面によって行われ、議長に手渡される。議長は提案書をコーデックス委員会のメンバー代表に回付するものとする。
7. 当規則 VIII で具体的に扱わない事柄については、いずれも FAO の一般規則にある規則 XII の規定を、必要に応じて変更を加えた上で適用する。

### 規則 IX オブザーバー

1. コーデックス委員会に加盟してはいないが、コーデックス委員会の作業に特に関心のある FAO または WHO 加盟国および準加盟国は、FAO または WHO 事務総長に要請すれば、コーデックス委員会とその下部組織の会議にオブザーバーとして出席することができる。

る。また、覚え書きを提出し、投票権はないものの討議に参加することができる。

2. FAO または WHO の加盟国・準加盟国以外の国際連合加盟国は、これらの国々から要請があれば、FAO 総会と世界保健会議の採択したオブザーバー資格の承認に関する規定に従い、コーデックス委員会とその下部組織のオブザーバー参加会議に招聘される。かかる会議に招聘された国々の立場は、FAO 総会で採択された関連の規定に従うものとする。

3. コーデックス委員会メンバーは、下部組織の会議にオブザーバーとして出席することができる。覚え書きを提出し、投票権はないものの討議に参加することができる。

4. 本規則の第 5 項および第 6 項の規定に従い、FAO または WHO 事務総長は、コーデックス委員会とその下部組織の会議に政府間組織や国際非政府組織をオブザーバーとして招聘することができる。

5. 政府間組織のコーデックス委員会作業への参加や、コーデックス委員会とかかる組織との関係は、FAO または WHO 憲章の関連の規定、および政府間組織との関係に関する FAO または WHO の所定の規制に従うものとする。かかる関係については、FAO または WHO 事務総長が適宜対処する。

6. 国際非政府組織のコーデックス委員会作業への参加や、コーデックス委員会とかかる組織との関係は、FAO または WHO 憲章の関連の規定、および国際非政府組織との関係に関する FAO または WHO の所定の規制に従うものとする。かかる関係については、執行委員会の助言に基づき、FAO または WHO 事務総長が適宜対処する。コーデックス委員会は FAO または WHO の所定の規制に従い、国際非政府組織のコーデックス委員会作業への参加に関する原則および基準を作成し、継続的な見直しを行う。

## 規則 X 記録および報告

1. コーデックス委員会は各総会において、その見解や勧告、結論をまとめた報告書を承認する。要請に応じ、報告書には少数意見に関する記述も記載される。委員会の判断があれば、その他の記録も委員会内部用に維持されるものとする。

2. コーデックス委員会の報告書は、毎回総会が終了した段階で FAO および WHO 事務総長に送られ、そこからコーデックス委員会メンバー、総会に出席した他の国々や組織に情報として回付され、さらに要請があれば、他の FAO および WHO 加盟国・準加盟国にも回付される。

3. 方針、プログラム、財務上の影響を有する、コーデックス委員会から FAO および/または WHO への勧告は、事務総長がこれを FAO および/または WHO の運営組織に伝え、適切な対応措置への注意を喚起する。

4. 上記第3項の規定に従い、FAO および WHO 事務総長はコーデックス委員会メンバーに対し、コーデックス委員会の勧告に基づく対応措置について情報提供を求めることができる。

## 規則 XI 下部組織

1. コーデックス委員会は、下記の種類の下部組織を設置することができる。

(a) 規格案を仕上げる委員会の作業の実現に必要なと思われる下部組織

(b) 下記の形態の下部組織

(i) コーデックス委員会に提出する規格案を作成するためのコーデックス部会。世界規模での適用、または特にコーデックス委員会の列挙する任意の地域もしくは国家群への適用を意図している規格を扱う。

(ii) 各地域または国家群における地域調整部会。これら地域または国家群に関連した規格作成の全般的調整を行い、その他委託された役割を果たす。

2. 下記の第3項に従い、コーデックス委員会によって決定されるこれら下部組織のメンバーは、FAO または WHO 事務総長に委員会加盟を希望する旨の届出を行ったコーデックス委員会のメンバー、またはコーデックス委員会の指名する一部のメンバーによって構成される。

3. 規則 XI.1(b)(i)の下に設置された、主にある地域または国家群を対象とした規格案を作成する下部組織は、かかる地域または国家群に属するコーデックス委員会メンバーのみがメンバー資格を有するものとする。

4. 下部組織のメンバー代表は、可能な限り任務を継続し、それぞれの下部組織の分野で活躍する専門家であるものとする。

5. 本コーデックス規則に別途規定のある場合を除き、下部組織を設置できるのはコーデックス委員会のみとする。その所掌範囲および報告手続きは、コーデックス委員会が決定する。

6. 下記の場合、下部組織の会議は FAO および WHO 事務総長によって招集されるものとする。

(a) コーデックス委員会議長と協議の上、規則 XI.1(a)の下に設置された組織。

(b) 各コーデックス部会の議長と協議の上、規則 XI.1(b)(i)の下に設置された組織（コーデックス部会）。地域調整国とともに任意の地域または国家群を対象とした規格案を



作成するコーデックス部会（当該の地域または国家群の地域調整国が任命されている場合）。

(c) 地域調整部会議長と協議の上、規則 XI.1(b)(ii)の下に設置された組織（地域調整部会）。

7. FAO および WHO 事務総長は、議長国と適宜協議の上、規則 XI.1(a)および規則 XI.1(b)(ii)の下に設置された組織の会場場所を決定するものとする。規則 XI.1(b)(ii)の下に設置された組織の場合には、当該の地域または国家群の地域調整国とも協議しなければならない（地域調整国が存在する場合）。

8. 規則 XI.1(a)の下に設置された組織の毎回の会議開催日と開催場所は、会議の 2 カ月以上前にコーデックス委員会の全メンバーに通知される。

9. 規則 XI.1(a)および規則 XI.1(b)(ii)の下での下部組織の設置は、必要な資金が調達可能であることが条件である。これは、規則 XI.1(b)(i)の下で下部組織を設置する際、コーデックス委員会規程第 10 条に従い、委員会の予算範囲内で下部組織の一部費用を委員会運営費として承認するという提案を行う場合にもあてはまる。かかる下部組織の設置に関連する費用について何らかの決定を行う際には、事前に FAO および/または WHO 事務総長からコーデックス委員会に対し、設置の管理的・財政的影響について適宜報告がなされる。

10. コーデックス委員会の各総会では、規則 XI.1(b)(i)および規則 XI.1(b)(ii)の下に設置された下部組織の議長任命を行うメンバーが指名される。これらメンバーは再指名の資格を有する。議長を除く下部組織の役員はいずれも当該組織によって選出され、また再選出の資格を有する。

11. 下部組織にはコーデックス委員会の手続き規則を、必要に応じて変更を加えた上で適用する。

## 規則 XII 規格の策定および採択

1. 本手続き規則の規定に従い、コーデックス委員会は、世界規格および任意の地域または国家群を対象とした規格の策定手続きを定め、また必要に応じてこれら手続きを修正することができる。

2. コーデックス委員会は、コンセンサスにより規格採択・修正の合意が得られるよう、あらゆる努力を払う。かかる努力によりコンセンサスを得られなかった場合に限り、投票によって規格採択・修正の決定を行う。

## 規則 XIII 予算および経費

1. FAO および WHO 事務総長は、コーデックス委員会とその下部組織の作業プログラム案および前会計期の支出に関する情報に基づき、コーデックス委員会定例総会で検討するための費用見積りを作成する。この見積りは、コーデックス委員会の勧告を考慮した上で事務総長が適切と判断した場合には修正を加え、その後、FAO と WHO の通常予算に組み入れられ、所定の運営組織の承認を受ける。
2. 費用見積りには、コーデックス委員会ならびに規則 XI.1(a)および XI.1(b)(ii)の下に設置された委員会下部組織の運営費と、コーデックス職員にかかる経費、その他職員の業務に関係して生じる費用が含まれる。
3. 費用見積りには、執行委員会会合に参加する途上国の執行委員会メンバーの旅費（日当を含む）が含まれる。
4. 規則 XI.1(b)(i)の下に設置された下部組織（コーデックス部会）の運営費は、かかる組織の議長を引き受ける各加盟国が負担する。費用見積りには、コーデックス委員会規程第 10 条の規定により、コーデックス委員会運営費として認められる準備作業の経費を含めることができる。
5. 規則 XIII.3 に定めるものを除き、費用見積りには、コーデックス委員会メンバーまたは規則 IX に挙げたオブザーバーの代表団が、コーデックス委員会総会またはその下部組織の会議に出席する際にかかる経費（旅費を含む）は含まないものとする。FAO または WHO 事務総長が専門家に対し、コーデックス委員会とその下部組織の会議に個人の立場での出席を求める場合には、その経費は、コーデックス委員会の作業にあてる通常予算とは別に負担されるものとする。

#### 規則 XIV 言語

1. コーデックス委員会および規則 XI.1(a)の下に設置される下部組織の言語については、コーデックス委員会の判断により、FAO と WHO 世界保健総会の両方の作業言語の中から 3 カ国語以上の作業言語を用いる。
2. 上記第 1 項の規定にもかかわらず、下記の場合には、コーデックス委員会は上記言語以外に FAO または WHO 世界保健総会のいずれかの作業言語を追加することができる。
  - (a) FAO および WHO 事務総長からコーデックス委員会に対し、かかる言語の追加に関する方針と財政上・管理上の意義について事前に報告があった場合。
  - (b) FAO および WHO 事務総長がかかる言語の追加を承認している場合。
3. コーデックス委員会の言語以外の言語の使用を希望する代表は、コーデックス委員会のいずれかの言語への必要な通訳および／または翻訳を自身で用意する。

4. 規則 XI.1(b)の下に設置された下部組織の言語には、本規則の第3項の規定を損なうことなく、コーデックス委員会の言語を2カ国語以上含めるものとする。

### 規則 XV 規則の修正および保留

1. 本コーデックス規則の修正または追加は、24時間前にその提案の告知が行われれば、投票数の3分の2の過半数をもって採択することができる。本コーデックス規則の修正または追加は、FAO および WHO の手続きに定める確認を経て、両事務総長の承認を受けた時点で発効されるものとする。

2. 規則 I、規則 III.1、2、3、5、規則 V、規則 VI.2 および 7、規則 VII.1、4、6、規則 VIII.1、2、3、規則 IX、規則 X.3 および 4、規則 XI.5、7、9、規則 XIII、規則 XV、ならびに規則 XVI を除くコーデックス委員会の規則は、24時間前に保留の提案の告知が行われれば、コーデックス委員会における投票数の3分の2の過半数をもって保留することができる。コーデックス委員会メンバー代表の反対がなければ、かかる告知は見送ることができる。

### 規則 XVI 発効

1. コーデックス委員会規程第8条に従い、本手続き規則は、FAO および WHO の手続きに定める確認を経て、両事務総長の承認を受けた時点で発効される。本手続き規則が発効されるまでは、これを暫定的に適用するものとする。

---

## コーデックス規格および関連文書の策定手続き

---

注：本手続きは、各国政府に向けた勧告としてコーデックス委員会が採択するコーデックス規格および関連文書（実践規範、ガイドラインなど）の策定に適用される。

### 緒言

コーデックス規格策定手続きの詳細は下記の通りである。

1. コーデックス委員会は、戦略プラン構築プロセスに基づき決定を行い、規格作成分野における統一적のアプローチを実施する（「規格の管理」）（本文書の第1節を参照のこと）。
2. 学術専門家の助言の要件や可能性を考慮しながら、継続的な批判的検討を行うことで、採択に向けてコーデックス委員会に提出された新規作業案および規格案が、コーデックス委員会の戦略的優先条件を常に満たすようにし、また妥当な期限内に作成できるようにする（本文書の第2節を参照のこと）。
3. コーデックス委員会は、執行委員会による継続的な批判的検討の結果を考慮に入れた上で、規格の策定を決定するとともに、作業を行う下部組織または他の組織を決定する。またコーデックス委員会下部組織も、批判的検討の結果に従って規格策定を決定することができる。決定後はなるべく早期にコーデックス委員会の承認を受けるものとする。事務局は「規格原案」作成の手配をする。原案は、意見を募るために各国政府に回付された後、所定の下部組織によって各国政府の意見を考慮しつつ検討が行われ、「規格案」としてコーデックス委員会に提出される。コーデックス委員会が「規格案」を採択した場合には、「規格案」はさらなる意見を募るために各国政府に回付される。各国政府の意見を考慮し、所定の下部組織によるさらなる検討が行われた後、コーデックス委員会は規格案を再検討し、「コーデックス規格」として採択する。この手続きについては、本文書の第3節に記述する。
4. コーデックス委員会または下部組織では、コーデックス委員会で確認された内容から、コーデックス規格策定が急務であり、策定手続きを早急に進める必要があると判断することができる。このような判断がなされる際には、一方で新たな科学的情報が近い将来入手できる可能性など、関連するあらゆる事柄が考慮される。策定手続きの短縮については、本文書の第4節に記述する。
5. コーデックス委員会または所定の下部組織もしくは他の組織では、規格案を一度通過した策定手続きの適切なステップに戻し、さらに作業を続けることを決定することができる。

る。また、コーデックス委員会が規格案をステップ8にとどめることを決定することもできる。

6. コーデックス委員会では、投票数のうち3分の2の過半数の賛成に基づき、ステップ6および7の省略を許可することができる。かかる省略は、規格案策定を委任されたコーデックス部会が提言するものとする。ステップ省略の提言は、当該コーデックス部会の会議の後、可及的速やかにメンバーおよび関係国際機関に通知される。コーデックス部会がステップ6および7を省略するという提言を行う際には、その緊急度や新たな科学的情報が近い将来入手できる可能性など、関連するあらゆる事柄を考慮に入れなければならない。

7. コーデックス委員会は規格策定のあらゆる段階において、残りの策定ステップのいずれかを、すでに策定作業を委任した組織以外のコーデックス部会または他の組織に委任することができる。

8. 「コーデックス規格」改訂の継続的な審査は、コーデックス委員会自身が行う。改訂手続きは、コーデックス規格策定手続きに必要な応じて変更を加えたものとする。ただし、コーデックス部会の提案した修正が編集上のものであると判断される場合、あるいは内容に関するものであっても、コーデックス委員会がステップ8で採択した同様の規格の規定から必然的に生じたものと判断される場合には、改訂手続きの他のステップの省略を決定してもよい。

9. コーデックス規格および関連文書は公表され、各国政府および問題の権限を加盟国から移譲された国際機関に送付される（本文書の第5節を参照のこと）。

## 第1節 戦略プラン構築プロセス

1. 戦略プランは、「作業優先順位の確立に係る基準」を顧慮した上で広範な優先順位を示したもので、批判的検討プロセスではこの優先順位を基準として、規格（および規格改訂）に関する個々の提案が評価される。

2. 戦略プランは6年間に及ぶもので、2年ごとに段階的に更新される。

## 第2節 批判的検討

### 新規作業実施または規格改訂の提案

1. 新規作業または規格改訂の提案承認に先立ち、提案にはプロジェクト文書が添付されなければならない。これは、新規作業または規格改訂を提案するコーデックス部会やコーデックス委員会メンバーが作成するもので、下記の詳細が記述されている。

- 当該規格の目的および適用範囲
- その妥当性およびスケジュール
- 主に扱う事柄
- 「作業優先順位の確立に係る基準」に対する評価
- コーデックスの戦略目標との関連性
- 本提案と他の既存のコーデックス文書との関係について
- 専門家の科学的助言の要件および入手可能性の有無
- 当該規格に対する外部組織からの技術的意見の必要性の有無とその可能性
- 新規作業完了までのスケジュール案（開始日、ステップ5における採択予定日、コーデックス委員会による採択予定日を含む）。通常、規格作成の期限は5年を越えないものとする。

2. 新規作業実施または規格改訂の決定は、執行委員会による批判的検討を考慮の上、コーデックス委員会が行う。

3. 批判的検討には下記の点が含まれる。

- 「作業優先順位の確立に係る基準」、コーデックス委員会の戦略プラン、および独立したリスク評価による裏づけ作業の必要性を考慮に入れた、規格作成／改訂の提案の検討
- 途上国における規格設定の必要性の有無
- 部会間特別委員会（作業が複数の部会の任務範囲に及ぶ場合）を含め、部会および特別委員会の設置や解散に関する助言
- 専門家による科学的助言の必要性と、かかる助言が FAO、WHO、その他関連の専門家組織から得られる可能性、助言の優先順位に関する予備的評価

4. 個々の農薬もしくは動物用医薬品の最大残留限界に関する新規作業もしくは改訂の実施、または食品添加物に関する一般規格<sup>3</sup>や食品中の汚染物質および毒素に関する一般規格<sup>4</sup>、食品分類システムと国際番号システムの整備に関する決定は、関係部会が作成し、コーデックス委員会が承認した手続きに従う。

#### 規格作成の進捗状況の監視

5. 執行委員会は、コーデックス委員会の承認した期限と照らし合わせて規格案の作成状況を検討し、その結果をコーデックス委員会に報告する。

6. 執行委員会は、期限延長、作業の中止、あるいは当初作業を委任した部会以外のコーデックス部会による作業の実施（少数の臨時下部組織の設置を適宜含む）を提案することができる。

7. 批判的検討プロセスでは、規格作成が予定通りに進んでいること、採択のためにコーデックス委員会に提出された規格案が部会レベルで十分検討されていることを確認する。

8. 必要と思われるスケジュールに照らして進捗状況を監視する。規格の対象範囲を改訂する場合には、コーデックス委員会による具体的な承認が必要である。

これには、下記の点が含まれる。

- 規格作成の進捗状況の監視と、どのような修正措置をとるべきかの助言
- コーデックス部会の提案した規格がコーデックス委員会に提出される前に、下記の点を検討すること。
  - － コーデックスの指令、コーデックス委員会の決定、既存のコーデックス文書との整合性
  - － 承認手続きの要件が満たされていることの確認（適宜）
  - － 体裁および提示の仕方
  - － 言葉の整合性

### 第3節 コーデックス規格および関連文書の統一策定手続き

#### ステップ1、2、3

(1) コーデックス委員会は、執行委員会による継続的な批判的検討の結果を考慮に入れた

<sup>3</sup> 関連の分析法およびサンプリング計画を含む。

<sup>4</sup> 関連の分析法およびサンプリング計画を含む。

上で、世界規模のコーデックス規格の策定を決定するとともに、作業を行う下部組織または他の組織を決定する。またコーデックス委員会下部組織も、批判的検討の結果に従って世界規模のコーデックス規格策定を決定することができる。決定後はなるべく早期にコーデックス委員会の承認を受けるものとする。コーデックス地域規格の場合には、任意の地域または国家群に属するメンバーの過半数によってコーデックス委員会総会に提出された提案に基づき、決定が下される。

- (2) 事務局で規格原案作成の手配をする。残留農薬または動物用医薬品の最大限界に関しては、食品および環境中の残留農薬に関する FAO 専門家委員会と残留農薬に関する WHO コアアセスメント委員会の合同会議 (JMPR)、または FAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会 (JECFA) から資料が得られれば、最大限界に関する勧告書を配布する。その他、FAO および WHO によるリスク評価作業に関する関連の情報も提供するものとする。乳・乳製品またはチーズに関する個別の規格の場合には、国際酪農連盟 (IDF) の勧告書を配布する。
- (3) 規格原案はコーデックス委員会メンバーと関係国際機関に送付され、それぞれの経済的利害に及ぼす影響の可能性を含め、規格原案のあらゆる側面について意見の提示が求められる。

#### ステップ 4

事務局は、受領した意見を、これら意見の検討と規格原案修正を担当する下部組織または他の組織に送付する。

#### ステップ 5

規格原案は事務局を通して執行委員会に提出され、そこで批判的検討にかけられ、さらに規格案として採択すべくコーデックス委員会に提出される<sup>5</sup>。コーデックス委員会がこの段階で何らかの決定を下す際には、批判的検討の結果を十分検討し、また当該の規格原案もしくはその規定が自国の経済的利害に及ぼす影響について加盟国から提出された意見を十分に考慮する。地域規格の場合には、コーデックス委員会のメンバーはいずれも意見を提出し、議論に参加し、修正を提案することができるが、規格案の修正または採択を決定できるのは、会議に出席している当該地域または国家群メンバーの過半数の賛成が得られた場合に限られる。この段階で何らかの決定を下す際、当該地域または国家群メンバーは、

---

<sup>5</sup> 執行委員会による批判的検討の結果および/またはステップ 5 におけるコーデックス委員会の決定を損なうことなく、事務局はステップ 5 における検討の前に、規格原案を各国政府に送付し、意見を求めてもよい。これは、下部組織その他規格作成作業にあたる組織が、作業を進めるために上記コーデックス委員会総会と当該組織の次の会議の間にかかる措置が必要であると判断した場合に行われる。



当該の規格原案もしくはその規定が自国・組織の経済的利害に及ぼす影響についてコーデックス委員会メンバーから提出された意見を十分に考慮する。

#### ステップ 6

規格原案は、事務局からコーデックス委員会のメンバーと関係国際機関に送付され、それぞれの経済的利害に及ぼす影響の可能性を含め、規格案のあらゆる側面について意見の提示が求められる。

#### ステップ 7

事務局は受領した意見を、これら意見の検討と規格案修正を担当する下部組織または他の組織に送付する。

#### ステップ 8

規格案は事務局を通して執行委員会に提出され、そこで批判的検討にかけられ、さらにコーデックス委員会メンバーや関係国際機関から提示されたステップ 8 における修正の提案書類とともに、コーデックス規格として採択すべくコーデックス委員会に提出される。地域規格の場合には、コーデックス委員会メンバーおよび関係国際機関はいずれも意見を提出し、議論に参加し、修正を提案することができるが、規格案の修正または採択を決定できるのは、会議に出席している当該地域または国家群メンバーの過半数の賛成が得られた場合に限られる。

### 第 4 節 コーデックス規格および関連文書の統一策定手続きの短縮

#### ステップ 1、2、3

- (1) コーデックス委員会は、執行委員会による批判的検討の結果を考慮に入れた上で、投票数のうち 3 分の 2 の過半数の賛成に基づき、策定プロセス短縮の対象となる規格を特定する<sup>6</sup>。またコーデックス委員会下部組織も、投票数のうち 3 分の 2 の過半数の賛成に基づき、かかる規格を特定することができる。特定後はなるべく早期にコーデックス委員会の確認を得るものとする。
- (2) 事務局で規格原案作成の手配をする。残留農薬または動物用医薬品の最大限界に関しては、食品および環境中の残留農薬に関する FAO 専門家委員会と残留農薬に関する WHO コアアセスメント委員会の合同会議 (JMPR)、または FAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会 (JECFA) から資料が得られれば、最大限界に関する勧告書を配布する。その他、FAO および WHO によるリスク評価作業に関する関連の情報も提供する

<sup>6</sup> 検討対象となるのは、新たな科学的知見に関係した事柄、新規技術、貿易または公衆衛生に関係した緊急の問題、既存の規格の改訂または更新などであるが、これに限られるわけではない。

ものとする。乳・乳製品またはチーズに関する個別の規格の場合には、国際酪農連盟（IDF）の勧告書を配布する。

- (3) 規格原案はコーデックス委員会メンバーと関係国際機関に送付され、それぞれの経済的利害に及ぼす影響の可能性を含め、規格原案のあらゆる側面について意見の提示が求められる。短縮手続きにより規格策定の作業を行う場合には、そのことをコーデックス委員会メンバーおよび関係国際機関に通知する。

#### ステップ 4

事務局は受領した意見を、これら意見の検討と規格原案修正を担当する下部組織または他の組織に送付する。

#### ステップ 5

策定手続き短縮の対象となった規格については、事務局を通して規格案を執行委員会に提出し、そこで批判的検討を行い、さらにコーデックス委員会メンバーや関係国際機関から提示された修正の提案書類とともに、コーデックス規格として採択すべくコーデックス委員会に提出する。コーデックス委員会がこの段階で何らかの決定を下す際には、当該の規格原案もしくはその規定が自国・組織の経済的利害に及ぼす影響についてメンバーから提出された意見を十分に考慮する。

### 第 5 節 コーデックス規格の発表に関するその後の手続き

コーデックス規格は、FAO および／または WHO の全加盟国および準加盟国ならびに関係国際機関に対して発表される。

こうして発表されたものがコーデックス食品規格となる。

#### 地域的に適用される規格の発表とその拡大に関するその後の手続き

コーデックス地域規格は、FAO および／または WHO の全加盟国および準加盟国ならびに関係国際機関に対して発表される。

コーデックス委員会ではいついかなるときにも、コーデックス地域規格の適用地域拡大や世界規模のコーデックス規格への転換を自由に検討することができる。

#### コーデックス規格策定手続きステップ 8 における規格検討のための指針 (経済的影響に関する文言の検討を含む)

1. (a) コーデックス委員会で十分な検討が行われずそのまま修正が可決されることで、コーデックス部会の作業の価値が損なわれることのないように、

(b) 同時に、コーデックス委員会における重要な修正の提起および検討の適用範囲を示すために、

(c) コーデックス部会で徹底的に論じた点について、コーデックス委員会で長々と議論するのをなるべく避けるために、

(d) 可能な限り、代表団に対して修正への十分な注意を促し、代表団が要点を適切に把握できるようにするために、

ステップ 8 におけるコーデックス規格の修正は、できる限り書面にて提出するものとする。ただし、コーデックス委員会で提案された修正は完全に除外されるものではなく、修正にあたっては下記の手続きをとるものとする。

2. コーデックス委員会におけるステップ 8 の検討の前に、事務局がコーデックス規格を加盟国に配布する際には、修正の提案の提出期限を明示する。期限は、かかる修正がコーデックス委員会総会の 1 カ月以上前に各国政府の手に渡るように、十分な時間的余裕をもって設定する。

3. 各国政府は、期日までに書面にて修正を提出するものとする。過去に当該のコーデックス部会に提出した修正については、その提出の詳細を記述し、またそれまでに提案したことのない修正については、提出しなかった理由を示すものとする。

4. ステップ 8 の段階にある規格について、事前の通知なしにコーデックス委員会総会で修正を提案する場合には、コーデックス委員会議長は当該のコーデックス部会議長と協議の上、また議長不在の場合には議長国代表と協議の上、あるいは議長国の存在しない下部組織の場合には他の適切な人物と協議の上、かかる修正が重要なものか否かを判断する。

5. 重要と判断された修正がコーデックス委員会で承認された場合には、当該のコーデックス部会に修正を付託してその意見を求め、提出された意見がコーデックス委員会で検討されるまでは、当該の規格をステップ 8 より先に進めてはならないものとする。

6. コーデックス委員会メンバーは、任意の規格案が自国・組織の経済的利害に及ぼしうる影響について、コーデックス委員会の注意を促すことができる。これには、それ以前のコーデックス規格策定手続きの段階で十分解決されていないと当該メンバーが考えるあらゆる問題が含まれる。コーデックス委員会または下部組織による過去の検討結果を含め、その問題に関連したあらゆる情報は書面にてコーデックス委員会に提示され、経済的影響が考慮されると当該加盟国が考える規格修正案も同時に提示するものとする。経済的影響に関する文言を検討するにあたり、コーデックス委員会は、コーデックス食品規格の一般原則に定める消費者の健康保護と公正な食品貿易慣行の保証という目的と、当該メンバーの経済的利害の両方について十分に考慮する必要がある。またコーデックス委員会は、問

題を所定のコーデックス部会に付託し、その意見を求めるなど、適切な措置をとることができる。

### コーデックス規格の改訂・修正手続きに関する指針

1. コーデックス規格の修正または改訂の提案は、提案内容の検討が行われるコーデックス委員会総会の前に十分な時間的余裕をもって（3カ月以上）コーデックス委員会事務局に提出する必要がある。修正提案者は修正提案の理由を明示し、さらに、提案する修正が過去に当該のコーデックス部会および／またはコーデックス委員会に提出されたことがあるか否かを示すものとする。提案する修正がコーデックス部会および／またはコーデックス委員会ですでに検討されている場合には、その結果を示すものとする。
2. 上記第1項に従って提示された修正提案に関するこれらの情報と、執行委員会による継続的な批判的検討の結果を考慮し、コーデックス委員会は、規格の修正または改訂が必要か否かを判断する。コーデックス委員会で必要と判断され、なおかつコーデックス部会以外から修正の提案があった場合には、提案された修正を所定のコーデックス部会に付託し、検討を求める（かかる部会が存続している場合）。かかる部会が存続していない場合には、コーデックス委員会において、提案された修正の最も適切な扱い方を判断する。修正を提案したのがコーデックス部会である場合には、コーデックス委員会は、提案された修正を各国政府に回付して意見を募り、その上で当該部会においてさらに検討を重ねることを決定してもよい。またコーデックス部会の提案した修正は、適宜ステップ5またはステップ8の段階にあるものとして、コーデックス委員会で採択することもできる。これは、提案された修正が編集上のものであると判断される場合、あるいは内容に関するものであっても、コーデックス委員会がステップ8で採択した同様の規格の規定から必然的に生じたものと判断される場合である。
3. コーデックス規格の修正・改訂手続きは、本「コーデックス規格策定手続き」の緒言の第5項および第6項に規定されている形をとることになる。
4. コーデックス委員会で規格の改訂または修正が決定した場合、改訂された規格がコーデックス委員会で採択されるまでは改訂前の規格が適用される。

### 無期限休会中のコーデックス部会によって策定されたコーデックス規格の 修正に関する取り決め

1. 一度採択されたコーデックス規格について、修正や改訂を検討しなければならない場合が生じることがある。これには、下記のようなさまざまな理由が考えられる。
  - (a) 食品添加物、農薬、および汚染物質の評価の変更
  - (b) 最終的な分析法の決定